

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

地域密着

セイコーマートは北海道を基盤に1200店ほどのコンビニエンスストアを展開している。セコマの丸谷智保会長はいう。人口減少が大きく進む北海道では小売りの将来が危ぶまれている。道内の市町村は179だが4年前比で人口が増えたのは5市町。音威子府村は662人、この村にもセイコーマートはある。人口は開店時の半分になったが、今もしっかり営業し地域のインフラ店舗になっている。地域に密着してやっていたら、マーケットはとても深い。商圈は平面に住む人口の多寡ではない。500万道民が毎日来店してくれれば、年18億人。中国の人口より多い。マーケットは2次元ではなく、3次元なのだ。(日本経済新聞)

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁の令和4年度における訴訟の概要によると、訴訟の発件数は173件(対前年度8.5%減)でした。訴訟の終結件数は186件(対前年度5.1%減)、そのうち国側が敗訴したものは10件(一部敗訴4件、全部敗訴6件)で、敗訴割合は5.4%となっています。



おにゅう峠(滋賀)

角田展章/オアシス

電子取引データ保存制度

□電磁的記録の保存

所得税、法人税では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しについて、保存義務があります。

令和6年1月からは、電子取引を行った場合には、書面による保存ではなく、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を一定の方法によって保存しなければならないことになります。

□電子取引

電子取引とは、取引情報（取引に関して受領し、または交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項）を電磁的方式により授受する取引を言います。

電子取引には、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引、いわゆるEDI取引などが該当します。

□電子メールによる取引の保存

電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます）を行った場合も電子取引に該当するため、その取引に係る電磁的記録の保存が必要となります。

電子メール本文に取引情報が記載されている場合にはその電子メール自体を、電子メールの添付ファイルにより取引情報（領収書等）が授受された場合には、その添付ファイルを、ハードディスクやコンパクトディスク、DVD、クラウド（ストレージ）サービス等に記録・保存することになります。

□インターネットバンキングによる振込

インターネットバンキングを利用した振込等も、電子取引に該当するため、金融機関の窓口で振込等を行ったとした場合に受領する書面の記載事項（振込等を実施した取引年月日・金額・振込先名等）が記載されたデータの保存が必要です。

□従業員等による経費等の立替払い



○「おはぎ」と「ぼたもち」は同じです。

俗説ですが、春のお彼岸に食べるのを牡丹の花に因んで「ぼたもち」。秋のお彼岸に食べるのを萩の花に因んで「おはぎ」。この餅は米を潰して作るのでベッタンベッタンと音はせず、いつ搗いたか分からない。夏の別名は「夜船」。夜は暗いので、いつ着（搗）いたか分からない。冬の別名は「北窓」。北の窓からは月（搗き）は見えない。



従業員が会社の経費等を立て替えた場合、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領した行為については、会社としての電子取引に該当することになるため、電子データの保存が必要となります。

この場合の電子取引データについては、従業員から集約し、会社として取りまとめて保存し、管理することが望ましいとされています。

ただし、集約するまでの一定の間、従業員のパソコンやスマートフォン等に電子データ自体は保存しておきつつ、検索機能を損なうことがないよう会社としても日付、金額、取引先の検索条件に紐づく形でそうした保存状況にあることを情報として管理しておくことも認められるとされています。

□書面でも受領する場合

電子取引で受け取った取引情報について、同じ内容のものを書面でも受領した場合に、書面を正本として取り扱うことを取り決めているときには、その書面の保存のみで足りることになります。

ただし、書面で受領した取引情報を補完するような取引情報が電子データに含まれているなどその内容が同一でない場合には、書面と電子データの両方を保存する必要があります。

ふるさと納税の寄附額が 三年連続で過去最高に

総務省は、このほど令和4年度のふるさと納税の寄附額や寄附件数を公表しました。それによると、寄附額が前年度比16%増加し約9,654億円、受入件数は前年度比16.6%増加し約5,184万件でいずれも過去最高でした。特に寄附額が過去最高の金額となるのは3年連続で一兆円突破も目前の水準です。今回は令和4年度のデータを地域ごとに見るとともに、今後の当制度についても考えて行きたいと思います。

1. 地域ごとのふるさと納税の寄附額など

最高寄附額の市町村は宮崎県都城市で195億9,300万円、次に北海道紋別市が194億3,300万円、北海道根室市が176億1,300万円と続きます。

また、ふるさと納税の利用拡大に伴い利用者が居住する自治体に収める住民税からの控除額も増大しています。令和4年度の寄附による住

民税控除額は6,798億円、控除の適用者数は、891万人で、過去最高でした。なお、制度利用者が多い自治体ほど税収が減ります。令和5年度に最も税収が減るのは東京都内の1,689億円、市区町村別では横浜市の272億円でした。

2. 「ふるさと納税」にたいする厳格化

総務省は返礼品競争の過熱を防ぐため、5割以下に抑えるという基準を設けており、過熱した自治体に改善を求める通知を出しています。総務省は19年に導入したふるさと納税の対象自治体を指定する制度で、返礼品調達費を寄附額の3割以下、全体の経費が寄附金額の5割を超えた自治体が2021年度に136に達するなど遵守されているとはいいがたい状況です。

3. 今後

政府としても、ふるさと納税に対してより一段の厳格化を考えています。今後は返礼品調達費を全体の5割以下とするという基準の遵守のため、自治体が返礼品の内容等をグレードダウンしたり、返礼品は同じでも金額を上げたりするなどの動きが顕在化することもあり得ます。

ナマの税務相談室

Q A賃貸ビル（土地・建物）を甲は所有しB法人に賃貸しています。B法人にビル買取りを要求しましたが、経営不振のB法人は資金力がなく逆に死亡時に贈与して欲しいと言われました。B法人は甲の同族会社ではありませんが、甲の義父が設立時に深く関わっています。甲には孫娘が3人いますが関係は不仲であり、自分の葬儀を出すことを贈与の条件としたいと考えています。また、B法人から預かっている敷金も返済しないこと、また、A賃貸ビルに係る譲渡所得税の負担も、贈与の条件と考えています。申告に当たっての考慮事項をご教示ください。

A 死亡を停止条件とする贈与契約（死因贈与）により被相続人が譲渡所得の基因となる資産を法人に贈与した場合には、その死亡の時に、その時における時価（価額）により当該資産を当該法人に譲渡したものとみなして当

法人に対する資産の死因 贈与と被相続人に対する みなす譲渡所得課税

該被相続人に譲渡所得課税（準確定申告の対象）が行われます。（所得税法59条1項）そして、この場合の被相続人に係る所得税の準確定

申告書は当該被相続人の相続人が提出する義務があります。この場合において、当該準確定申告書に係る所得税相当額を当該法人に負担させる事が契約条件の場合、当該法人の負担に属する被相続人の所得税相当額は当該相続人が当該被相続人から負担付死因贈与により利益を受けたものとして当該相続人の相続税の課税価格にされます。

また、当該所得税相当額は当該被相続人の公租公課として当該相続人の相続税の課税価格から控除されます。

預り敷金については、法人に支払わないという契約ですから法人からの債務免除益として課税価格に算入し、返還債務はないので債務控除に該当しません。

ナマの税務相談室

免税事業者からの課税仕入れに係る控除対象外の金額

法人税では、資産の課税仕入れに係る消費税等のうち、仕入税額控除ができない「控除対象外消費税額等」について、①課税売上割合80%以上、②棚卸資産に係るもの、③一の資産に係る控除対象外消費税額等が20万円未満、のいずれかに該当する場合は、損金経理を要件にその事業年度で全額を損金算入すること等の処理が認められています。

本年10月1日以降適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始後、税抜経理を採用する企業が免税事業者等から資産の課税仕入れをした場合に算出される仮払消費税額の中に、仕入税額控除の対象外となる金額が含まれることになるとしたら、そして、

上記①～③のいずれかに該当する場合だったら、一時の損金として処理することができるのでしょうか。

本年10月1日以降の当面3年間に於ける、免税事業者等からの課税仕入れの額の110分の2は、法人税において仮払消費税等に該当しないものとされ、控除対象外ではあるが、それは消費税にも該当しないものとされているので、冒頭の「控除対象外消費税額等」にも該当しません。

免税事業者等からの課税仕入れであることによって生じる仕入税額控除対象外の金額は資産の課税仕入れの本体価額の一部を構成することになります。課税仕入れの対象がサービス等の経費ならば

経費の額に、課税仕入れの対象が減価償却資産ならばその資産の取得価額に含めることとなります。もし、控除対象外消費税の扱いで期末に雑損失等で処理していたとなると、経費性のものならばそのまま認容されますが、資産性のものであったなら、減価償却費の計上限度超過額等の扱いを受けることとなります。

本年10月1日からのインボイス制度の開始により、免税事業者等からの課税仕入れ等について仕入税額控除が制限されるため、仕入税額控除できない額について、仕入本体価額に含めるための経理処理対応が求められています。会計システムの改修が必要であり、それに対応しきれない場合には、決算時に追加的な補正・修正処理を行うことになるので、上記のような問題意識に遭遇することになります。

「城を仰ぎ川を眺めて冬はじめ 友人」
 冬近いし、晩秋です。
 春ではないのに春のよう
 な暖かい日を小春日和とい
 います。実際は違うのに小
 江戸とか小京都というよう
 なものでしょうか。
 「初冬や日和になりし京
 はづれ 蕪村」
 年末調整事務を円滑に行
 うためには11月中から準備
 を進めておきましょう。
 8日立冬、22日小雪。



今日という日は
 残りの人生の最初の日である。

(チャールズ・デートリッヒ)

11月の税務メモ

(国 税)

- 10月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 所得税予定納税額の減額申請
- 9月決算法人の確定申告
- 5年3月決算法人の中間(予定)申告
- 所得税予定納税額の第2期分納付
- 特別農業所得者の予定納税

10日
 15日
 30日
 〃
 〃
 〃
(地方条例による)

(地方税)

- 10月分個人住民税特別徴収分の納付
- 9月決算法人の確定申告
- 5年3月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業税の第2期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。